

平成22年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成22年12月24日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成22年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

| | |
|------------------------------------------|----|
| 出席議員 | 1 |
| 地方自治法第121条による出席者 | 1 |
| 議事日程・会議に付した事件 | 2 |
| 開会（午前10時00分） | 3 |
| 竹内脩管理者開会のあいさつ | 3 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 議事日程の報告 | 5 |
| 会期の決定 | 6 |
| 報告第4号 専決事項の報告について | 6 |
| 川村一総務部長の提案理由の説明（専決第6号） | 6 |
| 報告第5号 専決事項の報告について | 8 |
| 守田晴行警防部長の提案理由の説明（専決第5号） | 8 |
| 認定第1号 平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について | 9 |
| 西尾和三会計管理者の提案理由の説明 | 9 |
| 認定第1号採決 | 12 |
| 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について | 12 |
| 川村一総務部長の提案理由の説明 | 13 |
| 議案第6号採決 | 13 |
| 議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | |
| 議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について | 13 |
| 川村一総務部長の提案理由の説明 | 14 |
| 議案第7号及び議案第8号採決 | 16 |
| 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について | 16 |
| 川村一総務部長の提案理由の説明 | 16 |
| 議案第9号採決 | 18 |
| 議案第10号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について | 18 |
| 守田晴行警防部長の提案理由の説明 | 18 |
| 議案第10号採決 | 19 |
| 一般質問19 | |
| 前田富枝議員の一般質問 | 19 |
| 第二京阪道路全線開通後の管内出動状況について | |
| 川村一総務部長の答弁 | 19 |
| 前田富枝議員の再質問 | 20 |
| 氷室出張所管内における消防・救急体制について | |

| | |
|-----------------------------------------------|----|
| 仙田恵造消防長の答弁 | 20 |
| 前田富枝議員の再々質問 | 21 |
| 救急搬送体制の充実について | |
| 伊藤和嘉子議員の一般質問 | 21 |
| (1) 救急搬送に係る個人情報の取扱いについて | |
| (2) 火災発生時、現場の道路状況の把握について | |
| (3) 電気火災の現状及び火災を防ぐための広報活動について | |
| 川村一総務部長の答弁 | 23 |
| 守田晴行警防部長の答弁 | 23 |
| 伊藤和嘉子議員の再質問 | 24 |
| (1) 住民からの問い合わせに対する対応について（要望） | |
| (2) 消防職員の削減に対する反対について（要望） | |
| 野口光男議員の一般質問 | 24 |
| (1) 住宅用火災警報器の設置状況について | |
| (2) 救急受入体制の現状と対策について | |
| 守田晴行警防部長の答弁 | 25 |
| 野口光男議員の再質問 | 26 |
| 第3次将来構想計画が課題解決を図る人員が確保できる計画になって いるかどうかについて | |
| 川村一総務部長の答弁 | 27 |
| 竹内脩管理者閉会のあいさつ | 27 |
| 堀井勝議長閉会のあいさつ | 27 |
| 閉会（午前11時40分） | 28 |

平成22年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成22年12月24日（金）

出席議員（16名）

| | | | | | |
|----|-------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 板坂千鶴子 | 7番 | 田中久子 | 13番 | 堀井勝 |
| 2番 | 伊藤和嘉子 | 8番 | 南部創 | 14番 | 前田富枝 |
| 3番 | 大隈恭隆 | 9番 | 野口光男 | 15番 | 松本順一 |
| 4番 | 小野裕行 | 10番 | 野村生代 | 16番 | 三島孝之 |
| 5番 | 坂本憲一郎 | 11番 | 廣岡芳樹 | | |
| 6番 | 住田利博 | 12番 | 伏見隆 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|-------|------|--------------|-------|
| 管理者 | 竹内脩 | 枚方署長 | 古川逸郎 |
| 副管理者 | 馬場好弘 | 枚方東署長 | 御明雅之 |
| 副管理者 | 木下誠 | 寝屋川署長 | 北之原信雄 |
| 会計管理者 | 西尾和三 | 総務部参事 | 藤中明広 |
| 消防長 | 仙田恵造 | 警防部参事 | 山本秀行 |
| 消防次長 | 岡本治康 | 警防部参事 | 山代次夫 |
| 消防次長 | 島田裕 | 枚方市市民安全部長 | 佐藤伸彦 |
| 総務部長 | 川村一 | 寝屋川市人・ふれあい部長 | 良豊博 |
| 警防部長 | 守田晴行 | | |

議 事 日 程（平成22年12月24日 午前10時00分開会）

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第4号 | 専決事項の報告について 専決第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例 等の一部改正について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 専決事項の報告について 専決第5号 損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第4 | 認定第1号 | 平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について |
| 日程第10 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

(午前10時00分)

○議長（堀井勝君） 皆さん、おはようございます。本日は、枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かと大変ご多用にもかかわりませず、早朝からご出席をいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから、平成22年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催させていただきます。

最初に、管理者のごあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） おはようございます。本日は、平成22年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、早朝よりご参集賜りまことにご苦労さまに存じます。

今年も残すところあとわずかとなり、火災が起こりやすい時期を迎えております。本消防組合では、12月20日から昼夜にわたり歳末警戒を実施しているところでありまして、市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら警戒活動に取り組んでまいります。

さて、今年も国内外で大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が発生し、多くの尊い命と財産が失われています。1月に発生したハイチ地震では、死者が20万人以上に及ぶなど未曾有の大惨事となり、また2月には日本沿岸にも津波の影響を及ぼしたチリ中部地震が発生いたしました。また、国内では梅雨末期から夏場にかけて全国各地で集中豪雨が発生するなど、それぞれ大きな被害が生じました。

10月下旬には、奄美大島において、この時期では考えられないような記録的な豪雨に見舞われ、多くの方々が被災され、今なお避難生活を余儀なくされております。東南海・南海地震のリスクも年々高まる中で、本消防組合としても両市や消防団、自主防災組織など、関係機関との連携を図りながら自然災害による被害を最小限に抑えるべく、地域の総合的な防災力の強化に努めてまいります。

また、救急につきましても、梅雨明けからの記録的な猛暑による熱中症患者の増加などにより、現時点で昨年1年間の救急件数を大幅に上回っている状況にあります。今後もインフルエンザの流行等による救急需要の増加が懸念される中、引き続き救急体制の確保に努めてまいります。

本年4月から参画しています救急安心センターおおさか事業につきましては、徐々に市民の利用者が増えている中で、今後も市民への周知活動に取り組みながら、救命率の向上や救急車の適正利用の促進に努めてまいります。

設置義務の期限まで半年を切りました既設戸建て住宅への火災警報器についまし

ては、両市の自治会やコミュニティーなどの会合にも積極的に参加し、出前講座等を展開している中で、残された期間で引き続き広報活動を進めながら、設置率のさらなる向上に努めてまいります。

さて、本消防組合では、現在、構成両市の職員にも参画いただき、平成23年度から27年度までの5か年を計画期間とする第3次将来構想計画の策定に取り組んでおり、先般、本計画の基本目標や基本計画など、審議経過について議員の皆様にご報告をさせていただいたところであり、本計画の重要課題であり、また、これまでの消防議会のあいさつの中でもたびたび申し上げてきました指令機能を有する消防本部庁舎の建設につきましては、現在、枚方、寝屋川両市と消防組合との間で建設場所や経費の分担割合などについて協議を進めているところであり、こうした課題を含め、第3次将来構想計画の最終報告につきましては、集約でき次第お示ししていきたいと考えております。

消防救急無線のデジタル化につきましては、来年度には北河内7市に東大阪市と八尾市を加えた9市7消防本部共同で基本設計を作成し、単独整備と共同で整備した場合の経費等の比較検証を行い、共同整備の可否について判断していく予定であり、現在そのための任意の協議会の設置に向け、検討を行っているところでございます。今後もさまざまな分野で広域化のスケールメリットについて研究、検討を行いながら、消防組合経費の軽減に努めていきたいと考えております。

また、消防組合の負担金に係る課題につきましては、現在、構成両市に加え、消防組合も交え、組合消防のあり方検討委員会を設置し、消防組合経費の分担方法と割合等について協議を行っているところであり、まとめ次第、議員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

また、近年の全国的なイメージキャラクターブーム、いわゆるゆるキャラブームの中で、本消防組合では防火PRのキャラクターとして消太・消子を作成し、本年9月1日からさまざまな広報活動で活躍しています。本消防組合のイメージアップにつなげていきたいと考えております。

今後も市民の皆様から親しまれ、信頼される消防組合を目指しながら、理事者と消防職員が一丸となりまして、安心・安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様にはより一層の温かいご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

本日は、2件の専決事項の報告と、平成21年度消防組合歳入歳出決算の認定、そし

て5件の条例の一部改正の議案を提案させていただいております。何とぞよろしくご審議の上、ご同意、ご可決いただきますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長（堀井勝君） 竹内管理者のあいさつが終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。事務局職員。

○事務局長（鴨林由秀君） ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況から報告いたします。本日の会議、出席議員は16名で、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成22年6月分から11月分を、それぞれ消防本部において監査委員の検査を受けた結果をお手元に配付しております。ご参照いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（堀井勝君） ただいま報告しましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に、会議規則第70条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。3番、大隈議員、6番、住田議員、以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、事務局職員より議事日程の報告をいたさせます。事務局職員。

○事務局長（鴨林由秀君） 議事日程

- | | | |
|------|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定について |
| 日程第2 | 報告第4号 | 専決事項の報告について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 専決事項の報告について |
| 日程第4 | 認定第1号 | 平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例 |

の一部改正について

日程第9 議案第10号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について

日程第10 一般質問

以上です。

○議長（堀井勝君） ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

最初に、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は、本日1日間といたしたく思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 異議なしと認めます。会期は、本日1日間といたします。

次に、日程第2 報告第4号 地方自治法第179条に基づく専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についての提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君） ただいま上程いただきました報告第4号 専決事項の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

今回ご報告申し上げますのは、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認めため、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

それでは、専決第6号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本年8月10日に人事院勧告が行われ、本消防組合におきましても勧告の内容並びに社会情勢、及び本消防組合の厳しい財政状況等を十分考慮し、人事院勧告並びに構成両市に準じた給与改正等を行ったものでございます。

続きまして、改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開き願います。

改正条例の第1条は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。

別表の給料表の改正でございまして、人事院勧告に準じて給料月額を平均0.1%引き下げるものでございます。

次に、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。議案書の12ペ

ージをお開き願います。

改正条例第1条関係の第23条の改正につきましては、時間外勤務手当を加算する場合の算定時間に、振りかえ前の週休日等の勤務時間を加えるものでございます。

次に、13ページの第36条及び第37条は期末・勤勉手当の改正でございまして、一般職の職員の期末・勤勉手当の12月支給分を2.2月分から2.0月分とし、年間支給月数を4.15月分から3.95月分へ、再任用職員の期末・勤勉手当の12月支給分を1.2月分から1.1月分とし、年間支給月数を2.2月分から2.1月分へ、それぞれ引き下げるものでございます。

次に、議案書の14ページをお開き願います。

附則第5項から17ページにかけましての附則第8項までは、55歳を超える職員の給料、地域手当及び期末・勤勉手当を1.5%減額する規定を追加するものでございます。

次に、議案書の17ページ中ほどをごらん願います。

改正条例第2条関係の第36条及び第37条の改正は、平成23年度の6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給割合を調整するものでございます。

次に、議案書の18ページの下段をごらん願います。

改正条例第3条関係は、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。これは、給料の切り替えに伴う経過措置の改正でございまして、いわゆる現給保障による給料についても0.17%の引き下げを行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の9ページにお戻り願います。

附則第1項は、本改正条例の施行期日を平成22年12月1日とし、第2条の改正規定については平成23年4月1日とするものでございます。

また、附則第2項は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置として、平成22年4月から11月までの期間に係る官民格差相当分を解消させるため、その間の給料、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び期末・勤勉手当の0.28%を12月の期末手当から減額するものでございます。

附則第3項は、平成22年4月1日以前に55歳に達した職員に対する給料の減額規定を平成22年12月1日から適用するものでございます。

また、附則第4項は、読み替え規定の追加でございます。

ご参考までに申し上げますと、今回の改正に伴い、一般職の職員1人当たりの期末・勤勉手当の平均支給額はおおむね9万5,000円の減額となり、人件費の削減額はおおむ

ね7,700万円でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、報告第4号の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入るわけですが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 異議なしと認め、よって本件は承認することに決しました。

次に、日程第3 報告第5号 地方自治法第180条に基づく専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第5号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。守田警防部長。

○警防部長（守田晴行君） ただいま上程いただきました報告第5号の専決事項の報告につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いました専決第5号 損害賠償の額を定めることについて、同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書の21ページをお開き願います。

本件事故の概要といたしましては、平成22年8月2日に枚方市天野川河川敷内で発生したその他火災に出動した警防部警防課配備の調査車が、20時30分ごろに現場から引き揚げる際、天野川左岸堤防上から府道京都守口線に出ようとしたところ、枚方市新町2丁目1番5号北側天野川左岸堤防上に設置されている車止めの穴の蓋があいているのに気づかず通過したため、右前輪で蓋を踏みつけ破損させたものでございます。

事故につきましては、車止めを外した段階で蓋を閉めなかったこと及びその確認が不徹底であったことが原因で発生したものであり、過失割合は当方100%でございます。損害賠償につきましては、平成22年8月24日に示談が調いましたので、4万2,000

円を大阪府枚方土木事務所に賠償したものでございます。

参考資料といたしまして、議案書の22ページに物件損害に関する承諾書、23ページに事故現場図面を添付いたしておりますので、ご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々に深くお詫び申し上げます。事故後、直ちに事故当事者に対しまして厳しく注意するとともに、安全運転と周囲確認の徹底を行うよう指導を行ったところであり、今後も全力を挙げて交通事故防止に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上をもって、日程第3 報告第5号の専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第4 認定第1号 平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西尾会計管理者。

- 会計管理者（西尾和三君） ただいま上程されました認定第1号 平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

一 昨年の秋以降、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界的不況の影響を受け、平成21年度の日本経済は依然として低迷が続き、景気や雇用情勢は相当厳しい状況にありました。こうした状況のもと、近年、複雑・多様化の傾向にある都市型災害に迅速かつ適切に対応できる体制の確立に向け、消防庁舎の耐震化など防災活動拠点の整備をはじめ、新たに災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車を導入し、第二京阪道路の全面開通に備えた整備等を進めてまいりました。また、消防組織の構造改革に取り組み、人件費の削減にも努めてまいりました。今後も厳しい財政状況を踏まえ、社会の変化に対応できる柔軟な組織体制の構築と、効率的・効果的な財政運営に努めてまいります。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づきまして、ご説明を申し上げます。まず、決算書の5ページをお開き願います。

収入済額の最下段、歳入合計は75億8,576万8,914円。続きまして、7ページの支出済額の最下段、歳出合計は74億9,956万4,338円で、歳入歳出差引額は8,620万4,576円でございます。

次に、実質収支でございますが、決算書の40ページをお開きいただきます。

継続費など翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は8,620万5,000円でございます。また、歳入歳出の予算現額に対する執行率は、歳入100%、歳出98.8%で、平成20年度決算と比較いたしますと、歳入の増減率はマイナス6.3%、5億1,411万9,000円の減額、歳出の増減率はマイナス6.3%、5億281万5,000円の減額となりました。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、順次ご説明を申し上げます。12ページをお開きください。

歳入関係ですが、第1款 分担金及び負担金は72億5,541万7,635円で、組合構成両市からの負担金として、枚方市43億4,967万9,635円、寝屋川市29億573万8,000円を収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料は621万3,600円で、主に危険物許認可手数料でございます。

第3款 国庫支出金は4,694万3,000円で、その内容といたしましては、緊急消防援助隊整備費として、救助工作車1台、高度救助用資機材、災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車1台等の購入に係る消防施設整備費等補助金でございます。

第4款 府支出金は799万4,692円で、その内容といたしまして、第1項 府負担金は府立消防学校への教官派遣職員1名の人件費相当分の職員派遣府負担金346万1,692円で、14ページに移りますが、第2項 府補助金は、消防用ヘリコプター運営費補助の常備消防費府補助金453万3,000円でございます。

第5款 財産収入10万7,000円は、事務連絡車1台、軽自動車4台を売り払ったことによる収入でございます。

第6款 寄附金の歳入はございません。

第7款 諸収入は1,508万4,067円でございます。

16ページをお開きください。

その内訳は、第1項 組合預金利子1万500円と、第2項は枚方市に派遣しております職員1名の人件費及び防火管理講習会収入、地方公務員災害補償基金などの雑入1,507万3,567円でございます。

第8款 組合債1億5,650万円は、消防車両購入に係る消防防災施設整備事業債でございます。

第9款 繰越金9,750万8,920円は、平成20年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は75億8,576万8,914円でございます。

続きまして、歳出関係についてご説明を申し上げます。18ページをお開きください。

第1款 議会費267万4,712円は議会運営に要した費用で、予算現額に対する執行率は68.4%でございます。

第2款 総務費1億816万6,911円で、予算現額に対する執行率は92.2%でございます。

20ページをお開きください。

主な内容といたしまして、非常勤職員報酬及び特別職報酬として835万6,480円、臨時職員に対する賃金815万8,010円。23ページに移りまして、庁舎清掃と3署受付業務、消防総務事務及び会計事務などの委託料8,989万5,344円などがございます。

第3款 消防費70億7,172万6,569円で、予算現額に対する執行率は98.9%となっております。

24ページをお開きください。主な内容といたしまして、第1目 常備消防費67億143万9,338円につきましては、25ページから31ページにかけて記載しております。

まず、消防職員の人件費関係として、給料27億6,098万5,647円、職員手当26億3,275万9,876円。27ページに移りまして、共済費が8億7,807万5,759円でございます。続きまして、需用費では、消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料など、1億9,399万2,101円。29ページに移りまして、役務費は通信運搬費や各種機器等の保守検査費用として4,555万6,557円。委託料は、消防情報システムの保守及び出退勤管理システム、人事給与システムの保守改造などの経費として6,234万9,412円。使用料及び賃借料は、消防情報システム機器などの借り上げや防災気象情報送受信料及び発信地表示システムの利用料など、5,866万2,281円。備品購入費は、消防、救急、救助の各隊が使用する特殊災害用フレーム式除染シャワーや空気呼吸器用ボンベなどの機械器具の購入費用、1,727万19円でございます。

31ページに移りまして、負担金、補助金及び交付金は、枚方市からの派遣職員の人件費負担金及び消防用ヘリコプター運営費負担金などで、4,541万314円でございます。

次に、第2目 広報公聴費604万4,725円は、住宅用火災警報器の早期設置や火災予防運動などの啓発活動に要した費用でございます。

32ページをお開きください。

第3目 職員研修厚生費は4,475万2,378円で、主な内容は消防職員の健康管理委託料をはじめ、救急救命士の養成や消防大学校及び府立消防学校への派遣や資格・免許等の取得のための講習会に要した費用でございます。

第4目 消防施設費は3億1,949万128円で、この主な内容は35ページに移りまして、寝屋川本署の外壁工事、枚方東署の屋上防水工事及び補助訓練棟塗装工事などの工事請負費で6,429万5,700円、消防ポンプ車2台、救助工作車1台、機械積載車1台、小型動力ポンプ付水槽車1台、軽自動車4台を購入した備品購入費2億2,031万7,300円などでございます。

次に、第4款 公債費は3億1,699万6,146円で、予算現額に対する執行率は100%でございます。この内容は、地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

37ページをお開きください。

以上、歳出合計は74億9,956万4,338円でございます。なお、41ページ以降の財産に関する調書につきましては、甚だ勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、まことに簡単な説明で恐縮に存じますが、平成21年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。添付いたしております決算審査意見書並びに決算に関する主要な施策の成果をご参照いただきまして、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第5 議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

- 総務部長（川村一君） ただいま上程いただきました議案第6号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の25ページをお開き願います。

今回の条例改正は、準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたことにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令におきまして、当該タンクの設置許可等に係る手数料を引き下げる改正が行われたことに伴い、本消防組合におきましても手数料の額を変更するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。議案書の27ページをお開き願います。

別表第1、2の項、第2号のうち、準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査の手数料を58万円から53万円に引き下げるものでございます。

26ページの附則でございますが、本条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（堀井勝君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第7号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君）　ただいま一括上程いただきました議案第7号　枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、及び議案第8号　枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正について、以上2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の28ページをお開き願います。

まず、議案第7号　枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児短時間勤務制度の創設及び育児休業をする場合の要件の緩和が図られたことなどに基づきまして、当消防組合職員の育児休業等に関する条例につきましても必要な改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の35ページをお開き願います。

第2条及び40ページの第17条は、育児休業及び部分休業をすることができる職員の範囲の拡大についての規定でございまして、配偶者が就業していない職員、または配偶者が育児休業等をしている職員についても育児休業等を行うことができると規定するものでございます。

第2条の2は、いわゆる産後パパ育休に関する規定でございまして、子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができるとする規定を追加するものでございます。

第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情の緩和についての規定でございまして、恐れ入りますが議案書の36ページをお開き願います。

夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、3か月以上経過した場合、再度の育児休業をすることができるとするものでございます。

第5条は、育児休業の承認の取消事由の緩和についての規定でございまして、職員以外の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも育児休業の承認の取消事由には当たらないこととするものでございます。

第9条から40ページの第16条までの規定は育児短時間勤務についての規定でございまして、育児短時間勤務をすることができない職員、再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情、育児短時間勤務の形態、育児短時間勤務の承認の請求手続、承認の取消事由等について、新たに規定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の33ページにお戻り願います。

附則といたしまして、第1項は、本条例の施行期日を平成23年1月1日とし、また第2項及び第3項で経過措置を規定するものでございます。

続きまして、議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の42ページをお開き願います。

今回の条例改正は、育児休業条例の一部改正に伴い、育児短時間勤務職員の勤務時間等を規定するものでございます。それでは、改正の内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の46ページをお開き願います。

第2条は、1週間の勤務時間についての規定でございまして、育児短時間勤務職員の勤務時間については、育児短時間勤務の内容に応じて15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるとするものでございます。

第3条及び第4条は、育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間の割り振りについての規定でございまして、月曜日から金曜日までの間に土曜日・日曜日とは別に週休日を設けることができること、また1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行うことなどを規定するものでございます。

第8条は、育児短時間勤務職員等に対する宿日直勤務、時間外勤務を原則制限する規定で、第12条は文言の整理でございます。

恐れ入りますが、議案書の45ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例の施行期日を育児休業条例と同じく平成23年1月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀井勝君) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川村総務部長。

○総務部長(川村一君) ただいま上程いただきました議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の49ページをお開き願います。

今回の条例改正は、国家公務員退職手当法の一部改正に準じまして、懲戒免職処分を受けた場合及び退職後に在職中の懲戒免職処分を受けるべき行為が発覚した場合の退職手当の支給制限及び返納に係る制度などについて定めるとともに、昇格直後、自己の都合により退職した場合の退職手当算定の基本額の調整を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、63ページをお開き願います。

まず、第2条の2は、遺族の範囲及び順位に関する規定を現行の第11条及び第11条の2からこの条へ移動させたものでございます。

次に、64ページをお開き願います。

第3条は、昇格後、3か月以内に自己都合退職をした場合の退職手当の見直しを追加するものでございまして、退職手当の基本額については、計算の基礎となる退職日における給料月額を昇格前の給料月額として計算するものでございます。

第3条第2項及び第5条の2第2項は、今回の条例改正に伴う文言整理でございます。

次に、65ページをごらん願います。

第6条の4は、退職手当の調整額につきまして、退職事由や勤続期間に応じた支給額の例外規定の整備を行ったものでございます。

次に、66ページの第6条の5、第7条、67ページの第8条及び68ページから69ページにかけて第10条は、今回の条例整備に伴う条の移動及び文言整理を行うもので

ございます。第11条は、用語の定義を行うものでございます。

70ページをお開き願います。

第12条から81ページの第17条第8項までにつきましては、退職手当の支給制限及び返納に係る制度の拡充についてでございまして、退職手当の不支給及び返納事由として、退職後に在職中の懲戒免職相当行為が発覚した場合を追加し、退職後に在職中の懲戒免職相当行為が発覚した場合等で、職員が死亡していた場合の遺族等に対する支給制限及び返納に係る制度を新設するものでございます。

また、返納命令ができる期間については、退職者に対しては退職日から5年以内、遺族に対しては退職日から1年以内、相続人に対しては退職者死亡等の日から6か月以内とするものでございます。

その他、懲戒免職処分を受けた場合及び退職後に在職中の懲戒免職相当行為が発覚した場合の退職手当について、全額不支給及び全額返納を原則としつつ、非違の性質などを考慮して一部支給及び一部返納が可能となる制度を新設するものでございます。

恐れ入りますが、82ページをお開き願います。

第18条は、退職手当審査会についての規定でございまして、管理者の附属機関として退職手当審査会を設置し、また処分を受ける者の権利保護を図る観点から、退職後に在職中の懲戒免職相当行為があったと認めたことによる支給制限及びすべての返納命令を行う際には審査会に諮問することを定めるものでございます。

第19条から83ページの第20条及び附則につきましては、今回の条例整備を受けた文言整理でございます。

恐れ入りますが、62ページにお戻り願います。

附則でございしますが、本条例は、公布の日から施行するものとし、経過措置として、施行日前に支給された退職手当については従前の例によるものとするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明でございしますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀井勝君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀井勝君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀井勝君) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたしました。

次に、日程第9 議案第10号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。守田警防部長。

○警防部長(守田晴行君) ただいま上程いただきました議案第10号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の84ページをお開き願います。

今回の改正は、総務省消防庁からの通知に基づき、住宅用防災警報器等の設置を免除する要件を追加するものでございます。それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。議案書の86ページをお開き願います。

第29条の5は、住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合の規定でございますが、新たに第6号として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置した場合を追加するものでございます。

議案書の85ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀井勝君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀井勝君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀井勝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀井勝君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第10 一般質問を行います。

一般質問については、前田議員、野口議員、伊藤議員、それぞれから通告がありましたので、順次質問を許します。

初めに、前田議員の質問を許します。前田議員。

○14番（前田富枝君） 一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

第二京阪全線開通後の管内出動状況についてですが、私は昨年の方例会におきまして、第二京阪が開通するということによってこれまでとは違う状況が予測されるのではないかとお尋ねをいたしました。そのときのご答弁が、たしかあらゆる角度から検証していくということであったと思います。開通してからおよそ9か月が経過いたしました。何をどのように検証されたのかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問です。

○議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君） 前田議員の第二京阪全線開通後の管内出動状況についてのご質問にお答えいたします。

第二京阪道路全線開通後のこれまでの検証方法につきましては、特に消防ポンプ車と救急車の兼務運用を行っております氷室出張所から第二京阪道路での災害に出動した事案について、一つ一つ活動報告書を調べながら、同時刻に同所管内で災害事案が重複して発生していないかを確認したものでございます。

そうした中で、平成22年3月20日の全線開通以来12月15日までの間に、第二京阪道路で発生した災害に本消防組合の消防車両が出動した件数は20件であり、出動車両は76台となっております。そのうち氷室出張所からの出動件数は5件であり、消防ポンプ車が3回、救急車が2回、それぞれ出動しておりますが、すべての事案について活動時間帯に同所管内での災害事案は発生いたしておりません。

次に、氷室出張所管内で発生しました災害につきまして、同所で兼務運用を開始した平成18年から現在までの5か年間の状況を検証いたしました結果、火災、救急件数

とも消防組合1署所当たりの平均値を大きく下回っており、また災害現場までの到着時間につきましても、各年で増減はありますものの、消防組合全体の平均値とほぼ同じ状況となっております。

以上でございます。

○議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○14番（前田富枝君） お答えいただきましてありがとうございます。

氷室出張所から5回出動されているというご答弁でしたが、この時点で氷室管内はどのような状況にあったのか、ここにおられる方々はおわかりだと思います。氷室出張所は消防車と救急車の兼務運用をしてはりますので、常時5名の隊員さんしかおられません。例えばポンプ車が出動すると5名全員が出られる、この状態では氷室出張所は空っぽです。そして、救急車が出動すると3名の隊員さんが出られる。ということは、残りの2名さんしかおられない。火災があったときに、2名の隊員さんでポンプ車を出動させることなどできないはずです。そのときに、何もなかったからよかったですでは済まない状況です。9か月間の統計学的検証は十分理解することはできます。しかし、人員削減するということは、こういうリスクが伴うということです。

先日、第3次将来構想計画審議経過報告書を読ませていただきました。いろいろと書いていただいておりますが、中でも計画の基本方向、5分消防、5分救急体制の維持と確立ということですが、氷室管内のような狭隘な道路が多い地区で果たして5分で到着できるのか、疑問でなりません。

先日、阪神・淡路大震災以降、国や地域の危機管理意識は一層高まり、さらなる救命率の向上を果たすために、現場における消防と医療の連携が必要であるということが認識されてきたところです。公務員の人員削減といっても、自衛隊や警察、消防の職員などは削減することがよいとは考えられません。安心・安全のためには、しっかりとした人員構成が必要であると考えます。

管理者であります竹内市長は、市長さんに就任して以来、「住みたい、住み続けたい自治都市・枚方」の実現を目指して重点的にいろいろな施策、もちろん中には安心・安全に係る施策に取り組んでおられます。では、氷室管内の方々の安心・安全についてどのように考えておられるのか、ほんとうは竹内管理者にお聞きしたいところですが、竹内管理者の思いを代弁して、ここは消防長にお尋ねいたします。

○議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。仙田消防長。

○消防長（仙田恵造君） 前田議員の2回目の質問にお答えいたします。

現在検討中の第3次将来構想計画の策定に当たっては、氷室出張所管内だけではなく、すべての署所の災害概要を検証した上で、均一した消防行政サービスの提供を心がけております。特に市民の需要とニーズが高い救急体制につきましては、第3次の計画の中で充実を図っていきたいと考えております。

今後も第二京阪道路における災害事案の検証を行うとともに、同所管内における火災・救急発生状況や人口等の推移、開発状況などをしっかりと把握・検証を行い、市民の皆様が安心して暮らせる安全なまちづくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

○議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。前田議員。

○14番（前田富枝君） この話はどこまでいっても平行線のままであって、全く納得できるご答弁をいただくことはできません。ニーズが高い救急体制については、第3次計画の中で充実を図っていくということですが、何をもって充実ということなのか全く理解ができません。

万が一に備えるということはとても大切なことで、例えば自動車の任意保険や家屋の火災保険でもそうだと思います。自分は20年以上、事故や火災を起こしていないから保険に入らないでおこうと考えますか。そんなわけにはいかないはずです。市内全域同質化、均一化による搬送体制を確立し、より迅速かつ安全な救急搬送業務を実施するために、搬送体制を十分整備する必要があると思います。消防と警察というのは、いざというときの備えであるということ、無保険で何も起こらないことだけを祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀井勝君） これにて前田議員の質問を終結いたします。

次に、伊藤議員の質問を許します。伊藤議員。

○2番（伊藤和嘉子君） 一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、日頃消防署員の皆様方の仕事を、町中を走る救急車、あとは消防車などを見るにつけ、また視察などでその仕事の内容を知るにつけ、ほんとうに大切な仕事を頑張ってくださいているんだなというふうに思っています。そんな中で、ちょっと感じたことを今回の一般質問で質問をさせていただきます。

まず、情報公開についてです。12月15日付の朝日新聞の声の欄に、「母の救急搬送先、個人情報か」という見出しで枚方在住の主婦の方が投稿されている記事を見ました。この中でもごらんになった方もおられると思いますが、今、個人情報保護の運用の点

できまざまなことが起こっていますから、私もこの内容を読んで、自分の身近でもあり得る話だなと思いました。

記事の内容をそのまま読ませていただくと、91歳の認知症の父と87歳の母が名古屋で暮らしている。その父から夜10時過ぎ、お母さんが転んで頭を打ったので救急車で運ばれたと電話があった。どこの病院かを聞いてもわからないの返事。心配や不安のためか、10分置きに電話をしてくる。父に病院で診てもらっているのだから家で待っていれば大丈夫と伝え、納得してもらった。その後、両親が、在住区、両親の方が住んでいらっしゃる消防署に救急車の出動と搬送された病院を確かめようと電話をかけた。すると、個人情報なので出動したかどうか教えられないと言われ、驚いた。まして搬送先も聞けない。留守番をしている父が認知症のため、病院から連絡があっても電話の対応はできるが忘れてしまうので何とか教えてほしいと懇願したが、決まりということで断られた。そこで、一般的に搬送する救急病院を3、4か所、教えてもらった。インターネットで電話番号を検索し、1つずつ確認、3か所目で判明したときは午前0時を過ぎていた。幸い母は検査の結果、大事に至らず、夜中にタクシーで帰宅した。しかし、これが個人情報の保護につながるのだろうか。母が入院していた場合を思うと、もっと臨機応変に個別の対応をしてほしいと思ったという内容でした。

このような同じようなことが枚方寝屋川消防組合の管内で起こった場合は、どのような対応をされるのかお聞かせください。

次に、2つ目に、火災発生時、現場の道路状況に関する把握についてお尋ねをいたします。

枚方市にも狭い道路、鋭角な曲がり角のところが多くあります。例えば香里団地周辺の香里ヶ丘4丁目、いわゆる観音山公園のそばなんですが、この住宅街にもそんな路地がたくさんあります。ここで先日、おひとり暮らしの住宅から出火したようですが、幸い大事には至らなかったのですが、近隣の方が見ていて、消防車が何度も角地で切りかえをしている状況を見ておられ、いざというときには1分1秒を争うのに心配だなというお声を聞きました。

そこで、火災発生時に現場の道路状況についてはどのように確認をしておられるのか、また消防車が進入できない場合の対応についてお尋ねをしたいと思います。

3つ目に、火災原因についてです。

先日、昼のNHKニュースで電気こたつの火事が多く起こっているという報道がありました。こたつ内に入れた衣類から発火することが多いというものでした。私は、

安全だと思っていたことについても使い方によっては火災の原因になるという映像を見て、改めて電気製品に関する火災に気をつけなくてはならないと思いました。

お聞きしましたところ、枚方寝屋川消防組合では、こたつが原因の火災は少ないとのことでした。しかし、各家庭で多くの電気製品を使い、無造作に使っていることもありますので、電気火災の現状、そして火災を防ぐための広報活動についての取り組みについてお聞かせください。

これで1回目、質問を終わります。

○議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君） 伊藤議員のご質問のうち、情報公開についてお答えいたします。

救急事案等における傷病者の搬送先の問い合わせにつきましては、個人情報保護条例の規定に基づき、原則として外部への提供は制限されております。しかしながら、家族や親族から傷病者の搬送先等について問い合わせがあった場合は、問い合わせ者等の確認をしっかりと行った上で個人情報の保護には十分に配慮しながら、その時々々の状況に応じて対応しているところでございます。

○議長（堀井勝君） 守田警防部長。

○警防部長（守田晴行君） 伊藤議員のご質問のうち、火災発生時、現場の道路状況に関する把握について、お答えいたします。

消防車両が進入できるかどうかの確認につきましては、日常業務の中で道路状況及び水利状況の把握に努めており、火災出動時には消火栓等の情報が記載されている地図により現場の位置確認を行い、速やかに現場到着し、消火活動に従事しております。

なお、道路工事などの道路通行止めの情報は関係者から届け出されることになっており、その情報を職員が把握しております。

次に、狭隘道路及び駐車車両などで進入できない突発的な場合につきましては、各隊相互に連携を密にし、道路情報の共有化を図り、臨機に対応を行っております。

次に、火災原因について、お答えいたします。

平成21年、本消防組合管内で発生した電気火災は18件で、火災の6.4%でございます。電気火災の主な出火原因は、コンセントと電気プラグ間で発生するトラッキング、コンセントの受け刃の緩みで発生する接触不良、電気配線の踏みつけや折り曲げによる半断線、許容電流以上の電気器具を使用する過負荷によるものがほとんどであります。

本消防組合では、これらの電気火災を含め、火災を予防するために両市の広報紙、

ケーブルテレビ、ホームページなど、さまざまな広報媒体を利用して予防広報活動を展開しております。今後につきましても、この予防広報活動を継続して展開し、市民への火災危険の周知を図ってまいります。

○議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。伊藤議員。

○2番（伊藤和嘉子君） ご答弁いただきましたので、2つ要望とさせていただきたいと思います。

私は、この投稿者がかけられた、かけられたというよりも名古屋市消防局の緊急対策室の方に新聞記事の内容をお話しし、本来はこんなときはどのような対応をするのかお聞きしました。今、枚方寝屋川消防組合の総務部長からお答えいただいたことと同じ対応をするとのことで、電話での問い合わせについては、その人が親族か家族かを確認できたら救急車の出動状況や搬送先についてはお答えをするとのことでした。

しかし、現実には新聞に投稿した人は、何とか教えてほしいと懇願したが、決まりということで断られて、自分で一般的に搬送される病院を1か所ずつ確認をされたということになっています。その中で、かなりの時間が経過してしまったということもあるわけです。結局、このときに対応した職員の方が、決まりということだけで問い合わせの人の確認をすることをせず断ったということになります。住民の方と窓口で、または電話対応をする職員の人たちが臨機応変に、また問い合わせをした人が納得がいく説明と対応をしなければ住民は納得できないことが多いと思います。

今後、枚方寝屋川消防本部では、住民からの問い合わせに際しての対応をしっかりと職員の方に周知をし、枚方寝屋川消防組合の管内ではこのようなことのないように要望しておきます。

2つ目の火災発生時、現場の道路状況に関する把握につきましては、1つの現場でもさまざまな要素で多くの人手を要する大切な任務を持つ消防職員の方のお仕事です。ですから、消防職員の安易な職員削減はしないようにしてくださいと、これは要望しておきます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀井勝君） これにて伊藤議員の質問を終結いたします。

次に、野口議員の質問を許します。野口議員。

○9番（野口光男君） 一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。早速ですが、質問させていただきます。

まず初めに、本日の管理者のごあいさつ、今ありましたが、住宅用火災警報器の設

置状況について伺います。

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、それぞれ枚方市、寝屋川市、各市とも来年5月31日までには設置しなければならなくなっていますが、消防組合ではコミュニティーの会議などに出席して啓発していただいているようですが、今の設置状況と今後の取り組みについて伺いをいたします。

次に、救急受け入れ体制の現状と対策について伺いをいたします。

救急搬送について、なかなか受け入れ先が見つからない状況については、さきの消防議会で伊藤議員から質問され、実態がわかりましたが、今回、私は受け入れ先がなぜ救急指定病院になっているにもかかわらず受け入れを拒否するのか、それぞれの病院について、各専門分野ごとに分かれていると思いますが、さまざまな病態、また日中、夕方以降、そして休日について、どのような状況にあるのか、その状況について本部として調査し、どのように対応していくのか伺いをいたします。

○議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。守田警防部長。

○警防部長（守田晴行君） 野口議員のご質問のうち、住宅用火災警報器の設置状況についてお答えいたします。

本消防組合では、自治会等への出前講座をはじめ、管内全住戸への設置啓発用リーフレットの配布、住宅防火診断、各種イベントへの参画など、あらゆる機会をとらえて早期設置の普及、促進を図っております。現在の住宅用火災警報器の設置状況ですが、戸建て住宅の設置率の推計といたしましては、約51.2%でございます。平成20年時点では約23.5%でしたので、その当時と比較いたしますと2倍強の伸び率を示しております。今後もさらなる設置促進を図るために、枚方、寝屋川両市関係部署と連携を密にし、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、救急の受け入れ体制について、お答えいたします。

平成21年中の搬送人員は2万3,901人で、このうち枚方市、寝屋川市の医療機関への救急受け入れ率は81%、1万9,507人。北河内医療圏においては93%、2万2,313人でございます。受け入れ時間帯ごとの状況につきましては、北河内地域をはじめ、大阪府域では夜間帯に搬送困難な事例が多い傾向にあります。また、受け入れに至らなかった主な理由につきましては、専門外が5.6%、ベッド満床が3.5%、拒否その他が全体の86%を占めております。

救急医療の受け入れ対策として、本消防組合では平成20年に大阪府で導入されました緊急搬送要請システム「まもってNET」や3次医療機関コーディネート事業を積

極的に活用し、迅速かつ適切な病院選択に努めているところでございます。

本年7月、定例会でも答弁させていただきました傷病者の搬送及び受け入れの実施基準につきましては、現在、保健所、医療機関、消防本部で協議中であり、平成22年度中に北河内ブロックの実施基準が完成されます。これにより、現状の医療資源を前提に、傷病者の状況に応じたより適切で円滑な救急搬送及び受け入れ体制の構築を図れるものと考えております。

今後も本消防組合では、関係機関等と連携を図りながら傷病者の症状に応じた円滑な救急搬送ができるよう、救急医療体制を整備してまいります。

○議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。野口議員。

○9番（野口光男君） ご答弁ありがとうございました。

住宅用火災警報器については、取り組んでいただいているということですが、約半数を超えたという状況ということが今ご答弁の中でありました。枚方市とも協力して取り組んでいくということですが、なかなか5月までという期間の中でどのように設置を進めていくのか、より一層、市と協力もしながら、早い時点で100%の設置ができるように要望しておきます。

救急医療体制を今年度中に整備して、来年度から傷病者の状況に応じた円滑な救急搬送ができるようにしていくということですが、現状では夜間帯に搬送困難な事例が多い傾向にあるということで、各病院の調査は終わっているということですから、夜間の受け入れ等、困難な部分だけでも今年度中に体制をつくっていただきますよう要望しておきます。

2回目の質問ですが、質問させていただきました住宅用火災警報器の設置促進、また救急医療体制を整備することについて、これらの事業を進めていくためにも予防や救急などの分野をはじめ、総合的な消防力の増強が必要だと思います。これまで私は第2次将来構想計画や消防経営戦略プランに対して、枚方、寝屋川両市の消防力が低下しないよう消防行革、職員削減に反対してまいりました。

特に、違反処理や社会福祉施設の防火対策、また住宅用火災警報器の設置など、予防行政の強化が求められている中で、予防担当の職員を増員するよう要望してもまいりましたが、また高齢化の進展や疾病構造、いわゆる感染症中心から成人病中心、さらには精神的疾患が伴う症例が増えるなど、このような大きく変化する中で、昨年の熱中症などにより救急需要が増大するという状況の中で、消防組合では5分救急体制の確立を目指しているということです。

こういう状況の中で、現在策定中の第3次将来構想計画では、これらの課題の解決を図る人員が確保できる計画となっているのか、お伺いをいたします。

○議長（堀井勝君） 質問が終わりました。答弁を求めます。川村総務部長。

○総務部長（川村一君） 野口議員の2回目のご質問にお答えいたします。

本消防組合では、現在、構成両市の職員にも参画いただき、第3次将来構想計画を策定中ですが、特に市民ニーズが高い救急行政や、年々高度化・多様化する予防行政につきましては、豊富な知識や経験を有する再任用職員を積極的に活用しながら体制の整備を図っていきたいと考えております。

今後も構成両市の大変厳しい財政状況の中、限られた職員数で最大の効果を上げることができるよう、効率的・効果的な消防行政運営に努めてまいります。

○議長（堀井勝君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

これにて野口議員の質問を終結いたします。

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件はすべて終わりました。

閉会に際し、管理者からのごあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、師走のお忙しい中、各案件について慎重にご審議をいただき、いずれもご認定、ご可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。本日の議会でちょうだいしましたさまざまなご意見、ご提言につきましては、今後の消防行政の中で十分検討させていただきたいと考えております。

ところで、冒頭にも申し上げましたように、枚方、寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくため、本消防組合としても職員一人一人がより一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいり所存であります。

なお、新春恒例の消防出初式につきましては、1月9日、午前10時から淀川河川公園枚方地区において、枚方、寝屋川両市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定であります。寒さ厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日は長時間ありがとうございました。

○議長（堀井勝君） 管理者のごあいさつが終わりました。

それでは、高い席からでございますが、私からも閉会に当たりまして一言ごあいさ

つを申し上げます。

議員の皆様には、年末、何かとご多忙中にもかかわらず、早朝からご出席賜りまして大変ありがとうございました。この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜り、ほんとうにありがとうございました。高い席からでございますが、厚く御礼申し上げます。

ただいまは、インフルエンザや鳥インフルエンザなど、感染症が今また蔓延しようという時期でございます。それぞれの議員の皆さんの地域では、年末夜警等、大変お忙しい時期にかかろうかと思いますが、どうぞご自愛くださいませして新しい年をお迎えになれることをお祈りいたしまして、本日の会議の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもご苦勞さまでした。

(午前11時40分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成22年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 堀 井 勝

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 大 隈 恭 隆

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 住 田 利 博